

## 広島県告示第八百七十号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港安浦漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年十二月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

安浦漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 第二種漁港安浦漁港放置等禁止区域

#### 1 三津口亀戸地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市安浦町の国土地理院四等三角点「尊王山」（北緯三四度一六分〇四秒八〇九〇、東経一三二度四五分一六秒四〇三七、標高一一六・一四メートル）

基点一 基準点から一四九度二九分五一秒の方向五四四・四七メートルの点

基点二 基点一から二二〇度二分五四秒の方向一八一・〇一メートルの点

基点三 基点二から二三四度四五分三八秒の方向一一三・四四メートルの点

基点四 基点三から三〇〇度一四分四七秒の方向七〇・〇〇メートルの点

#### 2 水尻二丁目地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市安浦町の国土地理院四等三角点「尊王山」（北緯三四度一六分〇四秒八〇九〇、東経一三二度四五分一六秒四〇三七、標高一一六・一四メートル）

基点一 基準点から六度三二分一六秒の方向七五七・四七メートルの点

基点二 基点一から一六〇度五九分四二秒の方向二四三・一〇メートルの点

#### 3 西三津口地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線、基点三から基点四を水際線で結んだ線、基点四から基点五を結んだ線、基点五から基点六を水際線で結んだ線、基点六から基点七を結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市安浦町の国土地理院三等三角点「深浦」（北緯三四度一六分五六秒四七六六、東経一三二度四六分一二秒二〇七四、標高一五三・〇メートル）

基点一 基準点から二五九度五五分二秒の方向一、二二六・二七メートルの点

基点二 基点一から二三四度四五分五〇秒の方向一三二・九三メートルの点

基点三 基点二から二〇二度一四分五二秒の方向二六三・四九メートルの点

基点四 基準点から二七〇度二九分〇二秒の方向一、八四〇・一七メートルの点

基点五 基点四から二〇度三三分一一秒の方向四五・五四メートルの点

基点六 基準点から二六九度三二分五六秒の方向一、四五六・三四メートルの点

基点七 基点六から一〇〇度五五分〇六秒の方向一二・二二メートルの点

#### 4 子の浦橋付近

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市安浦町の国土地理院三等三角点「深浦」（北緯三四度一六分五六秒

四七六六、東経一三二度四六分一二秒二〇七四、標高一五三・〇メートル）

基点一 基準点から二五九度〇七分三九秒の方向五一〇・五九メートルの点

基点二 基点一から二六一度〇一分一秒の方向六八九・二三メートルの点

#### 5 三津口六丁目西く深之浦側道橋

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市安浦町の国土地理院三等三角点「深浦」（北緯三四度一六分五六秒

四七六六、東経一三二度四六分一二秒二〇七四、標高一五三・〇メートル）

基点一 基準点から一一三度四六分四三秒の方向五六九・二二メートルの点

基点二 基点一から二三三度四九分〇九秒の方向二七三・〇一メートルの点

基点三 基点二から二六六度一五分二四秒の方向二六八・六三メートルの点

基点四 基点三から二八四度五六分四七秒の方向三〇四・〇二メートルの点

基点五 基点四から三一四度四一分四五秒の方向三三八・〇二メートルの点

#### 二 第二種漁港安浦漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物